

# 第1回 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における

## 運営事業者選定委員会 次第

日 時 平成 29 年 2 月 8 日 (水)  
14:30～16:45  
場 所 横浜市浦舟地域ケアプラザ  
浦舟交流スペース

### 《次 第》

- |   |                   |           |
|---|-------------------|-----------|
| (施設内見学)   | 14:30～14:50 (20分) |           |
| 1 開会  | 15:00～15:05 (5分)  |           |
| 2 障害福祉長部長あいさつ                                     | 15:05～15:10 (5分)  |           |
| 3 委員紹介、委員長選出                                      | 15:10～15:20 (10分) |           |
| 4 事業の概要について                                       | 15:20～15:40 (20分) |           |
| (1) 横浜市の障害者就労支援施策について                             |                   | 資料 1      |
| (2) 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業にかかる<br>運営事業者公募について |                   | 資料 2      |
| 5 議事  | 15:40～16:40 (60分) |           |
| (1) 募集要領の内容について                                   |                   | 資料 3 添付省略 |
| (2) 運営事業者の選定方法について                                |                   | 資料 4 添付省略 |
| 6 閉会  | 16:40～16:45 (5分)  |           |

### 次回開催予定

平成 29 年 4 月～5 月を予定 (時間及び場所は未定。)

## 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における

### 運営事業者選定委員会委員

(順不同・敬称略)

氏名	所属	分野	備考
まつい のぶお 松為 信雄	文京学院大学客員教授	学識経験者 (社会福祉)	横浜市障害者就労支援推進 会議（横浜市障害者施策推進 協議会の下部組織）委員長
かげやま まこや 影山 摩子弥	・横浜市立大学教授 ・横浜市立大学 CSR センター LLP センター長	学識経験者 (経済)	
きよはら かつや 清原 轄家	横浜市浦舟地域ケアプラザ所長	地域福祉 関係	
たまおき えいこ 玉置 英子	横浜公共職業安定所次長	労働行政 関係	横浜市公共職業安定所所長 は横浜市障害者施策推進協 議会委員
もり かずお 森 和雄	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター担当理事	弁護士	横浜市障害者施策推進協 議会委員
あらい きよし 荒井 清志	荒井清志公認会計士事務所	公認会計士	日本公認会計士協会神奈川 県会より推薦

計 6 名

### 事務局

さいとう きよし 齋藤 聖	横浜市健康福祉局障害福祉部長
やまだ ひろし 山田 洋	横浜市健康福祉局障害企画課長
えはら けん 江原 顕	横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係長

## 横浜市の障害者就労支援施策について

### 1 現状及び課題

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）
- ・事業主に対し身体・知的障害者の雇用を義務づけ  
【法定雇用率】民間企業…2.0% 国、地方公共団体等…2.3%
  - ・事業主の経済的負担の調整 ※適用対象：労働者 200 人超  
雇用率未達成事業主から不足 1 人につき月額 5 万円徴収  
雇用率達成事業主に超過 1 人につき月額 2 万 7 千円支給
  - ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を算入  
→法定雇用率引上げ（30 年 4 月施行。経過措置あり）

(2) 現状及び課題

- ・雇用されている障害者の数が毎年増加  
特に精神障害者の伸びが高い
- ・実雇用率が法定雇用率を下回っている  
法定雇用率達成企業の割合は 5 割以下
- ・就労を希望する障害者の人数は増加傾向

	全国	神奈川県	横浜市
実雇用率	1.92%	1.87%	1.87%
雇用率達成企業割合	48.8%	46.7%	42.6%

（神奈川県労働局発表：平成 28 年 6 月 1 日現在）

### 2 横浜市の施策

(1) 横浜市中期 4 か年計画

【施策 14】障害児・者福祉の充実・・・障害者の就労支援及び雇用促進を目標に掲載

(2) 横浜市第 3 期障害者プラン

【テーマ 5】働く・活動する・余暇を楽しむ

・・・障害者の就労支援策の一つとして、企業等に対する障害者雇用促進の啓発を掲載

### 3 横浜市の障害者就労支援施策

(1) 障害者就労支援センター事業

障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行う。

(2) 障害者共同受注・優先調達推進事業

よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行う。

(3) 障害者就労啓発事業

障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、啓発を行う。

【公共施設活用事業】

市有建物を活用（貸付）して障害者の雇用の場の創出及び障害者就労に関して市民や企業等の理解を促進するための啓発活動を行う。

## 障害者就労啓発事業（公共施設活用事業）について

### 1 趣旨

障害者就労啓発事業における公共施設活用事業では、平成 18 年度より南区浦舟町にある浦舟複合福祉施設の一部（公有財産）を民間事業者の有償で貸し付け、障害のある方の雇用の場を創出するとともに、企業等に対する障害者雇用促進のための啓発を行ってきました。

事業開始当初は、公有財産を貸し付けるにあたり、選定委員会を独自に設けて有識者等から意見を聴取し、事業趣旨に合致する運営事業者を選定していましたが、附属機関等に関する全市的な見直しが図られたことにより、外部からの意見を市行政に反映させる仕組みである附属機関等をより適切に管理し、効率的かつ効果的に運営することとされました。

この度、本事業において公有財産を貸し付けている現事業者との契約満了に伴い、新規事業者の公募を行います。事業者の選定にあたっては、専門的知見が必要なことから外部有識者等による横浜市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審議を行います。

### 2 委員会の位置づけ

委員会は、本事業が障害者雇用の創出及び普及啓発により、本市障害者施策の推進に寄与することから、障害者基本法第 36 条第 1 項 2 号に定める「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項」であるため、同法第 36 条第 3 項に基づき条例で設置された横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の下部組織に位置づけられています。

### 3 経過

平成 17 年度	運営事業者の公募及び選定
18 年度	選定事業者との契約締結（契約期間：3 年）
21 年度	契約更新（1 回目）
24 年度	契約更新（2 回目）
27 年度	契約更新（次回更新なしの契約形態に変更）
29 年度末	契約満了（予定）

### 4 選定方法について

#### (1) 委員会の設置

事業者選定においては、専門的かつ詳細な調査又は討議を行う必要があるため、協議会に下部組織として委員会を設置し、専門的な審議をいただいた後、協議会に諮ります。

#### (2) 委員会開催期間

平成 28～29 年度（2 回開催）

#### (3) 委員会委員構成

学識経験者（社会福祉、経済）、地域福祉関係者、労働行政関係、弁護士、公認会計士

## 5 スケジュール（予定）

平成 28 年 10 月	28 年度第 2 回横浜市障害者施策推進協議会（下部組織設置の承認）
29 年 2 月 8 日	<u>第 1 回委員会開催（募集要領及び選定方法の審議）（本日）</u>
2 月	公募開始 第 1 回現地見学・説明会
3 月	第 2 回現地見学・説明会及び質問対応 応募受付開始
4 月	募集締切
5 月	<u>第 2 回委員会開催（運営事業者候補選定）</u>
6 月	29 年度第 1 回横浜市障害者施策推進協議会（運営事業者決定）

## 6 建物及び対象スペースの概要

建物名	浦舟複合福祉施設	所在地	南区浦舟町 3 丁目 46 番地
最寄駅	市営地下鉄「阪東橋」駅 下車 5 分	敷地面積	2,865.54 m <sup>2</sup>
		延床面積	22,880.45 m <sup>2</sup>
構造・築年数	鉄筋コンクリート構造／地上 12 階・地下 2 階／昭和 42 年 11 月築		
対象スペース	階	9 階（一部）	
	床面積	732.65 m <sup>2</sup> （延床面積 911.08 m <sup>2</sup> ）	
	現況	民間事業者が約 60 名の障害者を雇用	
	現事業者	サンクステンプ株式会社（テンプホールディングスの特例子会社）	

## 7 参考 障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）抜粋

（都道府県等における合議制の機関）

第 36 条 都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

(1) (略)

(2) 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(3) (略)

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4、5 (略)